

都市の低炭素化の促進に関する法律(参考資料)

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図る

1. 低炭素建築物の認定

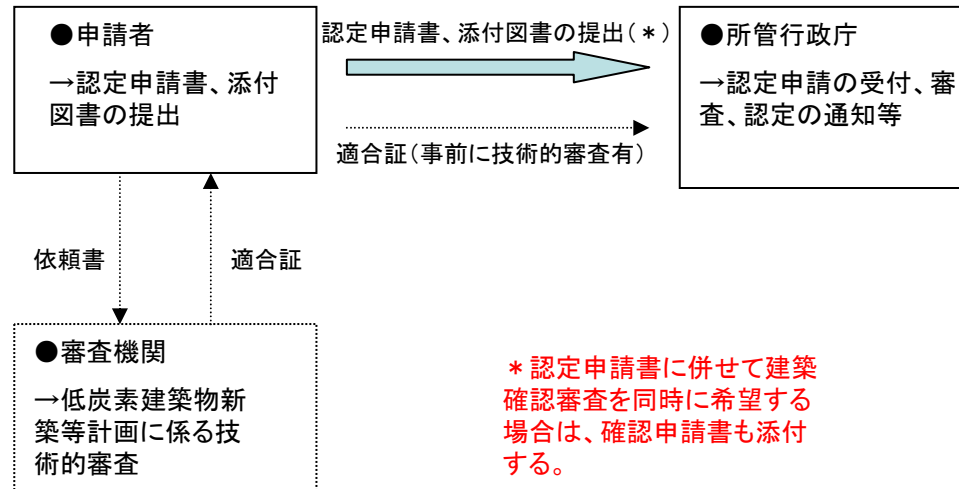
①. 住戸の認定→減税

居住年	所得税最大減税率		登録免許税率
H24年	400万円(一般300万)	保存登記	0.1%(一般) 0.15%
H25年	300万円(一般200万円)	移転登記	0.1%(一般) 0.3%

②. 建築物全体の認定→容積率緩和

設備	緩和内容
太陽熱集熱設備、燃料電池設備、蓄熱設備、蓄電池等	低炭素建築物の延べ面積の1/20を限度として、容積率算定用床面積に不算入

③. 認定手続きの流れ



2. 低炭素まちづくり計画の策定

都市機能の集約化

- 建物の集約整備
- バリアフリー化等

建築物の低炭素化

- 低炭素建築物の整備



公共交通機関の利用促進等

- バス路線等の整備、共同輸配送の実施
- 自動車に関するCO2の排出抑制

緑、エネルギーの面的管理、利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
- 都市公園等での太陽光発電、蓄電池等の設置